

益田市立保育施設指定管理仕様書

この仕様書は、益田市立保育施設（以下「保育施設」という。）の管理運営業務を指定管理者が行うにあたり、その業務の詳細について定めるものである。

1 保育施設の概要

- (1) 名称 益田市立匹見保育所
- (2) 所在地 益田市匹見町匹見イ1225番地
- (3) 建設年度 平成元年度（平成2年3月竣工）
- (4) 規模 敷地面積 2,749.91㎡
建築面積 443.82㎡
延床面積 355.46㎡
- (5) 構造 木造平屋建
- (6) 施設内容 保育室 57.6㎡・ほふく室 26.20㎡・遊戯室 80.47㎡
調理室 20.75㎡・事務室 19.00㎡・医務室 7.84㎡
倉庫 7.05㎡・廊下 51.84㎡・便所 18.34㎡・その他 66.37㎡
- (7) 平面図、備品等は別表のとおり

2 保育事業の運営に関する業務

指定管理者が保育施設で行う保育業務は次のとおりとする。

- (1) 指定管理者は、児童福祉法（以下「法」という。）第34条の16第1項に基づき、法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を保育施設で行うものとする。
- (2) 指定管理者は、「益田市家庭的保育事業等の認可等の手続に関する規則」第6条の規定による市長の認可を令和9年3月31日までに受けていること。
- (3) 対象児童は、満3歳未満の乳児及び幼児とし、なおかつ、地域の事情を勘案して、満3歳以上の幼児についても対象とする。
- (4) 定員 5人
- (5) 令和9年4月1日（見込）児童数

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人	3人

- (6) 令和9年4月からの保育施設の開所日時等
 - ①開所時間の時間帯については、指定管理者において設定する。
 - ②保育時間は次のとおりとし、各時間帯については指定管理者が設定する。
 - ・保育標準時間 1日につき11時間

- ・保育短時間 1日につき8時間

③開所日は、次の事項を除く日とする。

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- ・12月29日から翌年の1月3日まで

※ただし、市長が必要と認めるときは、開所日を変更し、又は臨時に開所日を定めることができる。

(7) 職員の配置

「益田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の規程に定める職員を原則とし、なおかつ、保育施設の管理者を配置すること。

- ①管理者（所長）
- ②家庭的保育者
- ③調理員
- ④嘱託医
- ⑤その他、指定管理者が必要と認める職員を配置することを可能とするが、事前に益田市と協議を行うこと。

(8) 利用者負担額の受領

指定管理者は、利用児童の保護者から家庭的保育事業に係る利用者負担額の支払を受けること。

(9) 特別保育事業

指定管理者は、次の①の事業を行うこと。なお、②から⑥の事業については、保育施設を利用する乳幼児（以下「利用児童」という。）の保護者の要望を踏まえ、実施に努めること。

①小規模多機能・放課後児童支援事業（必須）

- ・対象児童：小学校1年生から6年生とすること。（概ね10人未満）
- ・職員配置：「放課後児童支援員」1人以上配置すること。
- ・利用料金：「益田市小規模多機能・放課後児童支援事業実施要項」第6条の規定により1月20,000円を上限として利用料を設定すること。なお、その利用料は指定管理者の収入とすること。

②障がい児保育事業

- ・対象児童：集団保育に適応することができ、なおかつ、通所ができる障がいのある就学前児童とすること。
- ・職員配置：障がい等の知識を有する家庭的保育者を配置すること。
- ・利用料金：なし

③延長保育事業

- ・対象児童：利用児童の保護者の申請に基づき、保育時間の延長が必要と認める児童とすること。
- ・職員配置：対象児童数に応じて必要な家庭的保育者を配置すること。
- ・利用料金：「益田市延長保育事業実施要項」別表第1の実費負担を対象児童の保護者から徴収し、その実費負担は指定管理者の収入とすること。

④一時的保育事業

- ・対象児童：保護者の申請に基づき、一時的な保育を必要とする就学前児童とすること。
- ・職員配置：対象児童数に応じて必要な家庭的保育者を配置すること。
- ・利用料金：「益田市一時的保育事業実施要綱」別表第2の実費負担を対象児童の保護者から徴収し、その実費負担は指定管理者の収入とすること。

⑤休日保育事業

- ・対象児童：利用児童の保護者がやむを得ない事情により、日曜日及び祝日において保育が必要と認められる児童とすること。
- ・職員配置：対象児童数に応じて必要な家庭的保育者を配置すること。
- ・利用料金：なし

⑥地域活動事業

地域に開かれた社会資源として、保育所が有する専門的機能を地域の子育家庭等のために活用すること。(子育て講座事業、世代間・異年代・異校種等交流事業、地域交流活動事業等)

3 保育施設及び設備の維持管理に関する業務

指定管理者が保育施設で行う保育業務以外の業務は次のとおりとする。

- (1) 保育施設内の清掃
- (2) 設備・施設内の機器類の保守点検業務
- (3) 保育施設の軽微な修繕に関する業務

4 指定管理期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とする。ただし、指定管理を継続することが適当でないと益田市が判断したときは、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

5 指定管理料

- (1) 益田市は保育施設の管理運営に必要な経費として指定管理料を支払う。
- (2) 指定管理料は年度ごとに算定するものとする。
- (3) 益田市は指定管理料を4期に分割して「益田市立保育施設指定管理業務年度協定書（以下「年度協定書」という。）」で定める期日までに、年度協定書で定める金額を指定管理者の請求に基づき支払う。

【参考値】

- ・保育事業 小規模保育事業C型
 - ・利用定員 10人
 - ・入所者数 8人（2歳児1人、3歳児2人、4歳児1人、5歳児4人）
 - 令和8年度指定管理料 41,311千円
 - 令和8年度保育事業収入 約2,000千円
- （注意事項）
- ・上記の金額は参考値であり、令和9年度の指定管理料の金額とするものではない。
 - ・保育関連の市補助金を申請することはできない。

6 指定管理に関する基本的な考え方

- (1) 保育施設の運営については、児童福祉法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、その他国の通知など関係法令通達に適合すること。
- (2) 利用児童の最善の利益を考慮し、保育施設の効用を最大限に発揮し、児童福祉の積極的な増進を図るよう努めること。
- (3) 家庭や地域社会との連携を図り、入所児童が健康的かつ安全で情緒の安定した生活ができる環境整備に努めること。
- (4) 利用児童の平等な利用を確保すること。
- (5) 個人情報の保護を徹底すること。
- (6) 管理の質の向上に向けた取組を積極的に行うこと。
- (7) 効率的な運営に努め、管理経費の縮減に努めること。
- (8) 利用児童の安全確保を第一とすること。
- (9) 環境に配慮した管理運営に努めること。

7 管理運営の基準

- (1) 法令等の遵守
保育施設の管理運営にあたっては、次の各号に掲げる法令等を遵守しなければならない。
 - ①子ども・子育て支援法

- ②子ども・子育て支援法施行規則
- ③益田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ④益田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ⑤地方自治法
- ⑥児童福祉法
- ⑦益田市立保育施設設置及び管理に関する条例
- ⑧益田市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例
- ⑨益田市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則
- ⑩益田市個人情報保護条例
- ⑪益田市個人情報保護条例施行規則
- ⑫その他管理運営に適用される法令等

なお、指定管理期間中関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。また、改正に伴い費用が増減する場合は、協議により指定管理料を改定するものとする。

(2) 許認可の取得

保育施設の管理運営の実施に際しては、必要な官公署の免許、許可等を受けること。

(3) 利用児童の安全の確保に関すること

利用児童の安全対策について、緊急・防犯・防災時等の安全を確保するための各種マニュアルを作成し、職員を指導し、万一に備えて職員及び利用児童に対し避難訓練等を実施すること。

(4) 緊急時の対応

- ①指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応するものとする。
- ②利用児童の急な病気、けが等に対応できるよう、利用児童の健康状態及びかかりつけ医療機関を確認するとともに、近隣の医療機関と連携し、緊急時には的確な対応を行うものとする。
- ③指定管理者は、施設内での火災、犯罪、疾病、食中毒等の防止に努めるとともに、万一発生時には的確に対応するものとする。

8 備品・消耗品等の所有権

指定管理者に貸し付ける備品等については益田市の所有とし、その使用及び保管には十分注意すること。指定管理者が自ら購入・搬入し保管する備品等については、

指定管理者の所有とする。ただし、その都度益田市に報告すること。なお、益田市所有の備品についての消耗品類の更新は、指定管理者の負担とする。

9 管理経費

保育施設の管理経費は、指定管理料、並びに自主事業収益によるものとする。指定管理料の中には、原則として施設の管理に必要な一切の経費が算入されている。ただし、施設全体にかかる大規模修繕については、指定管理者の責に帰すべき事由があると認められる場合等を除き益田市の負担とするが、その他の修繕（施設の劣化した部分・部材または低下した性能・機能を原状（初期の水準）または実用上支障のない状態まで回復させるものをいう。）については指定管理者の負担を基本とする。

10 リスク分担

協定書締結に当たり、益田市が想定するリスク分担の方針は次のとおりである。細部については、益田市と指定管理者が締結する協定書で定める。指定管理者は、仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に加入すること。なお火災保険については益田市が加入する。

【リスク分担表】

項目	内容	益田市	指定管理者
法定経費の変動	雇用者にかかる事業主負担の増減等の法定経費の変動		○
物価の変動	人件費、物品費、水道光熱費の変動に伴う経費の増		○
資金調達	運営上必要な初期投資、資金の確保		○
運営リスク	事故、災害等による臨時休所等		○
	施設等の管理上の瑕疵にかかる臨時休所等		○
	改修、修繕、保守点検等による施設等の一部の利用停止		○
施設整備の損傷	事故・災害等によるもの	○	
	施設等の管理上の瑕疵にかかるもの		○
施設利用者等への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵にかかるもの		○
	上記以外の事由により損害を与えた場合	○	
火災保険の加入		○	
包括的管理責任		○	

1 1 安全管理

事故防止のため環境整備（職員教育、施設点検）を徹底し、また、危機管理及び緊急時・火災時の対応を明確にすること。

万一事故が発生した場合は、その原因、状況及びこれに対する処置について直ちに益田市に報告すること。また、災害その他の事由により施設の使用制限をする必要がある場合においても同様とすること。

1 2 保護者との連携等

利用児童の保護者の意見・要望を聞くための取組を積極的に行い、その意向に配慮すること。また、要望や苦情の対応体制（第三者委員会等の設置）を明確にすること。

1 3 協定の締結

益田市と指定管理者は、保育施設を適正に管理するために必要な基本事項について、協議の上協定を締結する。協定の主な項目は次のとおりであるが、協議により項目に変更が生じる場合がある。

【協定の項目】

本協定の目的、業務の範囲、管理物件、信義誠実の原則、情報管理、指定管理期間、指定管理料、指定管理料の変更、業務計画書、事業報告等、指定の取消し等、原状回復義務、損害の賠償等、危険負担、再委託の禁止、疑義についての解釈等
協定締結後、指定管理者は、令和9年4月1日から管理運営業務が速やかに行えるよう諸準備を進めるものとする。

1 4 指定管理者が管理を開始するまでの準備

令和9年4月1日より、指定管理者が変更になる場合には、次のことに留意して円滑な引継ぎを行うものとする。

- (1) 令和9年4月1日から管理開始が円滑に行われるように、事前に前指定管理者との引継ぎや、令和9年4月1日入所児童の保護者、地元関係者への保育事業等の説明を積極的に行うものとする。
- (2) 指定管理者の変更が利用児童に与える影響を十分配慮し、管理開始前に保育施設に家庭的保育者を派遣して合同で保育するなど、利用児童の精神的な負担や不安を持たせないよう十分配慮すること。
- (3) 引継ぎに要する費用については、益田市と指定管理者で協議する。
- (4) 指定管理者は、保育事業の提供開始に際して、令和9年4月1日以降の入所児童の保護者（以下「利用者」という。）に対して、重要事項（運営規程の概要、職員の勤務体制、保育料の支払等）を記した文書を交付して説明を行い、

利用者の同意を得ること。

15 その他の条件

- (1) 匹見地域での地元雇用の促進に努めること。
- (2) 益田市及び関係機関との連携を図った運営を行うこと。

16 その他

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、益田市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第5条の規定による事業報告書を提出すること。

第5条 地方自治法（以下「自治法」という。）第244条の2第7項に規程する事業報告書については、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、法第244条の2第11項の規定により、指定を取消されたときは、その取消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

この他、年2回程度、収支見込みについて報告をすること。

(2) 秘密の保持

指定管理者は、益田市立保育施設設置及び管理に関する条例第22条の規定を遵守すること。

第22条 指定管理者又は当該施設の業務に従事している者（以下「従業者」という。）は、利用者に関する個人情報その他当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従業者の職務を退いた後においても、また同様とする。

(3) 市の实地調査、指示等

益田市は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して实地調査や指示を行うことができる。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、实地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(4) 指定の取消し等

益田市は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定を取消すこ

とができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(5) 原状回復

指定管理者は、益田市立保育施設設置及び管理に関する条例第 20 条の規定により現状回復をすること。

第 20 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により指定を取り消されたときは、その管理しなくなった施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(6) 損害賠償

益田市は、益田市立保育施設設置及び管理に関する条例第 21 条の規定により、指定管理者に対して損害賠償を求めることができる。

第 21 条 指定管理者は、保育施設の建物、設備、備付けの備品等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(7) 権利譲渡及び再委託の禁止

- ①指定管理者は、その権利を第三者に譲渡してはならない。
- ②指定管理者は、その義務において管理する財産を担保に供してはならない。
- ③指定管理者は、事前に市の承諾を得た場合を除き、5 に定める業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(8) 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は益田市と協議し決定する。

個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理体制)

第5 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者（以下「従事者」という。）及びこの契約による業務に関して知り得た個人情報の取扱いの責任者（以下「個人情報保護管理責任者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、個人情報保護管理責任者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告し、その承認を得なければならない。

4 受注者は、従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

(従事者等への周知)

第6 受注者は、個人情報保護管理責任者及び従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護について周知しなければならない。

(教育の実施)

第7 受注者は、個人情報保護管理責任者及び従事者に対し、この契約による業務に関して知り得た個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令等に基づく罰則の内容その他個人情報の適正な管理に必要な事項について、教育及び研修を行わなければならない。

(作業場所の特定)

第8 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）とその移送方法を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告し、その承認を得な

ればならない。

- 3 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、個人情報保護管理責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第9 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行き、第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。）に委託又は請負（以下「再委託」という。）をしてはならない。

- 2 受注者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に報告し、その承認を得なければならない。

- 3 前項の場合、受注者は、再委託先に本特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

- 5 受注者は、再委託先に対してこの契約による業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

- 6 2項から前項までの規定は、数次の再委託を行う場合も同様とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第10 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第11 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (5) 個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）

を 방지、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

- (8) 個人情報管理のための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱い状況を当該台帳に記録すること。
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコン等の情報システム機器（以下「個人情報取扱情報システム機器」という。）は、セキュリティ対策がなされたものを使用すること。
- (10) 個人情報取扱情報システム機器に、個人情報の漏えい等につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (11) 個人情報取扱情報システム機器の修理及び廃棄、リース返却の場合は、記憶装置から、全ての電子データ等を消去の上、復元不可能な状態にする措置を施すこと。
- (12) 個人情報取扱情報システム機器に不要なアクセスがなされないよう、アクセス権を制御するための認証機能を設定するなど必要な措置を施すこと。
- (13) 個人情報取扱情報システム機器への外部から不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を施すこと。

（複写又は複製の禁止）

第12 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（受渡し）

第13 受注者は、発注者受注者間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

（資料の返還等）

第14 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに、発注者が指定する方法により、返還又は廃棄しなければならない。

- 2 受注者は、この契約による業務を処理するために利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に報告し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、この契約による業務を処理するために利用する個人情報を消去する場合は、当該個人情報が判読及び復元不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、この契約による業務を処理するために利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読及び復元不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し、発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 6 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により、発注者に報告しなければならない。

（事故報告）

第15 受注者は、この契約による業務に関し、個人情報の漏えい等の事故が発生、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事故の発生等に係る帰責に関わらず、速やかに、発注者に対し、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とす

る。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、この契約による業務に関し、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、受注者の意図に関わらず、市民に対して適切な説明責任を果たすため、必要に応じて受注者の名称を含む事故の内容を公表することができる。

(定期報告及び緊急時報告)

第16 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(調査等の実施)

第17 受注者は、発注者がこの契約による業務を処理するに当たっての個人情報の取扱いの状況及び本特記事項に定める事項の遵守状況の報告又は作業場所において実地の検査を求めた場合は、これに応じなければならない。

2 前項の規定は、再委託（数次の再委託を含む。）先に対して準用する。

(指示)

第18 発注者は、受注者及び再委託（数次の再委託を含む。）先がこの契約による業務を処理するために利用する個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約の解除)

第19 発注者は、次のいずれかに該当するときは、契約の解除をすることができるものとする。

(1) この契約による業務を処理するために利用する個人情報について、受注者又は再委託（数次の再委託を含む。）先の責めに帰すべき事由により発注者又はその他の者に損害を与えたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、受注者が本特記事項に違反していると認めたとき。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第20 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(準拠法及び合意管轄)

第21 本特記事項に係る準拠法は、日本法とする。

2 発注者及び受注者は、本特記事項に関し裁判上の紛争が生じた場合は、松江地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

※「発注者」は実施機関、「受注者」は受託者を指す。